

平成 28 年 11 月 15 日

岐阜県中小企業団体中央会  
会 長 辻 正 殿

**長時間労働削減を始めとする「働き方改革の推進」、非正規雇用労働者の  
「正社員転換・待遇改善」及び「人材育成の推進」の取組に関する要請書**

日頃より労働行政の推進につきましては格別の御理解と御協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが大変重要な課題であります。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性を始めとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる職場環境の整備が企業の急務であると言えます。

しかしながら、岐阜県でも依然として長時間労働に係る問題が散見され、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められる状況にあります。

このような中、岐阜県の雇用情勢は、平成 28 年 9 月の有効求人倍率が 1.72 倍（全国第 4 位）であり、引き続き改善が進んでいる状況ではありますが、その内容を見ると、求人と求職のミスマッチが存在しており、建設業や介護関連分野等を中心とした人手不足分野は拡大傾向にあり、また、正社員として働きたくてもその機会がなく非正規雇用で働かざるを得ない、いわゆる不本意非正規の方々の存在も明らかになっております。

当岐阜労働局では、7 か所の労働基準監督署及び 8 か所のハローワークで構成された厚生労働省の岐阜県における地方支分部局として、岐阜県との緊密な連携の下、岐阜労働局働き方改革推進本部（平成 27 年 1 月設置）及び岐阜県正社員転換・待遇改善実現本部（平成 27 年 11 月設置）を中心に、労使団体、関係機関・団体等と連携・協力を図り、働き方改革の推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善及び人材育成の推進を図るために、企業における自主的な取組に向けた様々な施策を展開しているところです。

今般、11 月が「過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン期間）」、「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」、「正社員就職強化月間」、「職業能力開発促進月間」及び「テレワーク月間」であることを踏まえ、これら月間に係る周知・啓発及び各種制度、助成金等の周知・広報等につきまして、集中的に実施することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本要請の趣旨を御理解いただき、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しなどの各種月間等における重点実施事項、各種制度及び関連します助成金等につきまして、傘下の会員企業等への周知・啓発等に格別の御支援と御協力をいただきたくお願い申し上げます。

厚生労働省岐阜労働局長 本間 之輝

